**平成２５年（フ）第３４５９号**
埼玉県蕨市中央７丁目22番２号
破産者　株式会社ジェイシーエス
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３４６０号**
埼玉県戸田市下戸田１丁目７―16―315
破産者　高橋　耕地
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３４８６号**
東京都文京区湯島１丁目12番６号　高関ビル１階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区原町１丁目10番４号　シャトレブーケ７―Ａ号室
破産者　株式会社白川
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３５０４号**
東京都千代田区西神田１丁目３番６号
破産者　株式会社彩ネットワークス
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３５０５号**
埼玉県さいたま市浦和区木崎２丁目２－１
破産者　吉野　豊彦
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３５２３号**
神奈川県横浜市都筑区北山田３丁目23番13号
破産者　株式会社石井技建
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３５２４号**
神奈川県厚木市毛利台２－４－２、住民票上の住所神奈川県横浜市都筑区北山田３丁目23―13―Ｃ－１
破産者　石井　次郎
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３５４７号**
東京都江戸川区西葛西３－５－９　西葛西ツインコーポ１号棟125号室、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区九段北１丁目１番７号
破産者　株式会社ユーエムイー
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３５４８号**
東京都江戸川区西葛西３丁目５－９　西葛西ツインコーポ１　125
破産者　梅沢　宜昭
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第３５５２号**
東京都港区芝４丁目５番９号三田ハイデンス505号
破産者　日本保熱工業株式会社
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４０３１号**
東京都豊島区高田３丁目14―21　野口ビル
破産者　日根野英一
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４０８１号**
東京都足立区鹿浜２丁目19―７―103
破産者　石田　　努
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４０８２号**
東京都新宿区市谷台町16―７―201
破産者　神田夏子こと　李　　夏子
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４０８５号**
神奈川県横浜市栄区東上郷町30―６―611
破産者　草摘　照代（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１２８号**
神奈川県横須賀市汐見台１丁目５―505
破産者　名古屋昭彦
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１３３号**
東京都葛飾区東新小岩５丁目12―５―304
破産者　渡邊　恭太
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１３４号**
東京都葛飾区東新小岩５丁目12―５―304
破産者　渡邊　陽子
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１４０号**
熊本県天草市新和町小宮地420、開始決定時の住所東京都江戸川区江戸川２丁目５－３　宮本商店内
破産者　宮本商店こと　宮本　逸男
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１５３号**
神奈川県川崎市川崎区宮本町２―７―101
破産者　岡田　王宏
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１５４号**
千葉県松戸市根本223　ペアトゥリーＡ―Ｉ―102
破産者　江口　正嗣
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第４１５５号**
神奈川県横浜市港北区篠原町1526―１　グリーンコーポ篠原第２Ｋ―306
破産者　矢後　誠之
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部